

外国為替資金特別会計と援助

横溝えりか

Foreign Exchange Funds Special Account and Aid

Erika YOKOMIZO

1. はじめに

外国為替資金特別会計（外為特会）は、外国為替市場への介入のみを、その目的とした特別会計ではない。外為特会は政府が外国為替の売買取引を円滑に行うために持っていた外国為替資金に関する経理を一般会計と区分して行うために、昭和26（1951）年3月に設置された特別会計である。その外為特会に為替平衡勘定が創設され、外国為替市場介入である平衡操作が開始されたのは、昭和38（1963）年4月のことであった¹。

この外為特会の負担で発行された国庫短期証券の残高は、近年膨らみ続けている。外為特会の貸借対照表によると、平成14年度末時点において56兆5,270億円であったものが、平成22年度末時点で112兆950億円となり、さらに平成23年度末時点においては117兆4,659億円となっている。この国庫短期証券残高の動きと並行して、外為特会資産も増加している。平成14年度末に68兆309億円であったものが、平成23年度末には113兆8,089億円となっている。

日本の通貨当局が円売り・米ドル買い介入を行う場合、その元手となる円資金は、外為特会の負担で国庫短期証券（平成21年2月より前までは政府短期証券）を発行することによって調達される²。その円資金を用いて介入を行った結果、入手した外貨は、外貨証券の購入や外貨預金等、外為特会資産として保有することになる。

外為特会は介入を行うだけでなく、日本はこの特別会計を通じて、援助資金を供給してきた。外為特会を通じた援助資金の供給には大きく分けて3つの経路がある。1つがIMFを介しての供給であり、この経路での援助資金供給には歴史がある。他の2つの経路、通貨スワップ協定による供給とJBICへの融資による供給は、援助資金の比較的新しい供給経路であり、介入で積み上がった外為特会資産を、外貨証券の購入や外貨預金以外の方法で活用するという側面も持ち合わせている。

援助資金と言って最初に挙げられるのはおそらく、IMF資金や通貨スワップ協定というよりも、政府開発援助（ODA）であろう。しかしながら一般会計からのODA予算は、1997年度の1兆1,687億円をピークとして、その後1999年度を除いて右肩下がりとなり、2013年度は5,573億円まで減っている。このODA資金を出す一般会計と比べて、特別会計では自由が効く。特別会計で

は、債券の発行や借入金による資金調達が許され、予算を超えて増加する歳入を、予算を超えて歳出に充当できる弾力条項を持ち、歳出予算の繰越使用や決済余裕金の積立などの特例が認められている。つまり、特別会計は、一般会計と比較して予算の形式や執行方法が弾力化されており、国会の議決の対象と統制の範囲が小さくなっている³。

本稿では、外為特会を通じた援助資金供給方法とその規模とを外為特会の財務書類等を用いつつ確認し、外為特会を通じた援助について論点の整理を行う。外為特会の財務書類は、平成15年度分から公表されており、最新のものは平成23年度分となっている。公表されている財務書類は、貸借対照表、業務費用計算書、資産・負債差額増減計算書、区分別収支計算書の4種類となっている。本稿の構成は次のとおりである。第2節ではIMFを介しての援助資金供給について述べる。第3節は、通貨スワップ協定による援助資金供給と、JBICへの融資による援助資金供給について述べる。第4節は、外為特会の資産運用と資金調達との関係を見ていく。第5節はまとめとなる。

2. IMFを介しての資金供給

IMFを介しての援助資金供給には、大きく分けて3つの方法がある。1つはIMFの特別引出権勘定を通じた供給、1つはIMFへの出資金を通じた供給、そしてもう1つはIMFに対する貸付による供給である。

特別引出権(SDR)は、IMFが加盟国に配分している通貨提供請求権である。SDRは通貨に類似した権利であり、IMFから加盟国政府に配分されることにより創出される。SDRの配分を受けた国は、国際収支が悪化した場合など、外貨が必要になった際にはいつでも、他のSDR会計参加国(IMFからSDRの配分を受けた国)に対して、SDRを提供することにより、そのSDRと引き換えに自由利用可能通貨を取得することができる。つまりSDRは、SDRを使用する国にとっては通貨請求権であり、SDRと交換で自由利用可能通貨を提供する国にとっては通貨提供義務となる。自由利用可能通貨(freely usable currency)とは、IMF協定(Article of Agreement)第30条(f)において、IMF加盟国通貨のうち、(i)国際取引の支払に広く用いられている通貨、(ii)主要な外国為替市場において広く取引されている通貨であるとIMFが認めるもの、とされている。自由利用可能通貨は2011年9月時点で、米ドル、ユーロ、日本円、英ポンドの4通貨とされている。

IMFから日本へのSDR累積配分額は、2013年7月末時点で122億8,497万SDRとなっている。これを2013年7月末時点の相場(1SDR=98.06円)で日本円に換算すると、1兆2,046億6,400万円となる⁴。他方、日本が保有するSDRは2013年7月末時点で129億5,800万SDR、日本円で1兆2,706億6,100万円となる。日本が保有するSDR額が、日本へのSDR累積配分額を上回っていることは、日本が他のSDR会計参加国からSDRを受け取る代わりに、自由利用可能通貨を提供している国であることを意味している。

日本が自由利用可能通貨提供国であることは、外為特会の財務書類からも確認できる。IMFから日本へ配分されたSDRの累積額は、外為特会の貸借対照表・負債の部にある「特別引出権総累

積配分額」に、日本の SDR 保有高は外為特会の貸借対照表・資産の部にある「特別引当権」に対応している。表 1 に示す外為特会の貸借対照表の数字から、各年度末時点において、「特別引当権」残高が、「特別引出権総累積配分額」残高を上回っており、日本が自由利用可能通貨提供国となっていることが見て取れる。

SDR の取引は、SDR 会計参加国同士の任意取引となっている。IMF 協定第 19 条第 2 項 (b) において、SDR 会計参加国はお互いの任意の合意により、一方の国は SDR を提供するのと引き換えに他方の国から自由利用可能通貨を取得することができる、とされている。任意取引の多くは、IMF が任意取引を希望する SDR 会計参加国との間であらかじめ取極 (voluntary standing arrangements) を結んでおき、この取極を結んでいる参加国と自由利用可能通貨を必要としている SDR 保有国との間の任意取引を IMF が仲介する方式 (Two way arrangement) を取っている。

各年度中の SDR 取引額は、外為特会の区分別収支計算書にある、業務収支の数字から読み取れる。業務収支・業務支出の部にある「特別引出権の取得による支出」は、日本が SDR を受け入れる代わりに自由利用可能通貨を提供した金額を表している。他方、業務収支・財源の部にある「特別引出権の売却による受入」は、先方から自由利用可能通貨が戻され、その代わりとして日本が先方に戻した SDR の金額を表している。表 2 は、外国為替資金特別会計の区分別収支計算書より、特別引出権の取得による支出と売却による受入の金額を抜き出したものである。平成 15 年度と 16 年度を除いて、各年度で自由利用可能通貨の提供額が戻された額を上回ってきたことがわかる。純額で見ると、平成 18 年度には 116 億 7,100 万円、平成 19 年度には 100 億 7,200 万円、平成 20 年

表 1 特別引出権と特別引出権累積配分額 (各年度末)

(単位: 百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
特別引出権	297,548	290,836	284,909	304,987	340,019
特別引出権累積配分額	143,443	140,716	140,528	150,215	161,488
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特別引出権	328,678	272,681	1,874,462	1,737,268	1,651,554
特別引出権累積配分額	151,576	123,146	1,721,302	1,592,561	1,577,040

出所: 財務省 外為特会財務書類 (貸借対照表) 平成 15~23 年度

表 2 特別引出権の取得による支出と売却による受入

(単位: 百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
SDR 取得での支出	15,591	15,567	16,335	13,671	11,841
SDR 売却での受入	16,500	21,122	15,852	2,000	1,769
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
SDR 取得での支出	6,760	1,894	3,045	5,425	
SDR 売却での受入	10	538	13	21	

出所: 財務省 外国為替資金特別会計財務書類 (区分別収支計算書) 平成 16~23 年度

度には67億5千万円の自由利用可能通貨を提供していることになる。

外為特会からは、特別引出権勘定を通じた資金供給のほかに、IMFへの出資金を通じた資金供給も行っている。IMFへの加盟国からの出資金は、IMFが行う貸付の主な原資となっている。IMFへの出資は、IMF加盟国がクォータと呼ばれる出資割当額に応じて分担している。日本のクォータは、第2段階特別増資によって、2011年4月1日以降で156億2,850万SDR、これを2013年7月末時点の相場(1SDR=98.06円)で日本円に換算すると1兆5,325億3,071万円となっている⁵。

IMFへの出資金は、25%をSDRで、75%を自国通貨で払い込むこととされている。自国通貨で払い込みを行う75%のうち、0.25%分を自国通貨の現金で払い込み、残りの74.75%については、各加盟国が発行する通貨に代わる証書によって払い込む。日本は国際通貨基金代用証券の発行によって払い込みを行っている。基金通貨代用証券発行による払い込みでは、外為特会の貸借対照表・資産の部にある「出資金」と、負債の部にある「国際通貨基金代用証券」が、ともに増加する。

IMFへの出資金のうち、円現金での払い込み分に関しては、外為特会で保有している円現金を充てる。具体的には、外為特会資産の「円貨預け金」が使われる。IMFに対する日本の出資金は、外為特会資産の「出資金」となる。つまり円現金での出資では、外為特会の貸借対照表・資産の部にある「円貨預け金」を、同じく資産の部にある「出資金」に充てる。そしてそれと同時に、外為特会の「積立金」を、同じく外為特会の「外国為替資金」に組み入れる。

IMFへの出資金のうち、SDRでの払い込み分に関しても、日本の場合、外為特会で保有しているSDRを充てる。SDRでの払い込みには、先に説明した外為特会資産の「特別引出権」が使われる。外為特会の貸借対照表・資産の部にある「特別引出権」を減らし、同じ資産の部にある「出資金」を増やす。「出資金」の増加は、その見合い勘定である、外国為替資金特別会計の「外国為替資金」を増やす。そしてそれと同時に、外国為替資金特別会計の「積立金」を減らす。だが、貸借対照表に現れる変化は、それだけではない。見合い勘定である「積立金」を減らすためには、貸借対照表・資産の部にある「円貨預け金」を減らさなくてはならず、それには貸借対照表・負債の部にある「政府短期証券」を償還することで対応する。SDRによる払い込みと、円現金による払い込みとはともに、「円貨預け金」を「出資金」に代えると同時に、「積立金」を「外国為替資金」に代える。両者の違いは、SDRによる払い込みでは、「特別引出権」と「政府短期証券」がともに減ること、外為特会の資産と負債の圧縮が行われるところにある。

加盟国が出資した資金は、IMF一般会計(General Department)内にある一般資金勘定(General Resources Account; GRA)からIMFによる融資(通常融資)へと回される。IMFの一般資金勘定からの通常融資は、融資対象国が一般資金勘定にある資金を引き出す形で行われる。その際、資金をただ引き出す、つまりIMFが保有する外国通貨(またはSDR)を受け取るだけでなく、それと交換に融資対象国通貨を一般資金勘定に入れる必要がある。

融資は実際のところ、IMFからの融資というよりはむしろ、IMFが指定した加盟国から融資対

象国への自由利用可能通貨の提供となっている。IMF 融資ではまず始めに、融資対象国が IMF 一般資金勘定へ融資対象国通貨を入れる代わりに、IMF 一般資金勘定から引出通貨を受け取る。次に、融資対象国が引出通貨発行国へ受け取った引出通貨を渡す代わりに、引出通貨発行国から自由利用可能通貨を受け取る。

加盟国が IMF 融資を利用する際には、融資対象国がどの通貨を引き出すかを指定することはできない。IMF 協定第 5 条第 3 項 (d) では、IMF が融資の際に売却する通貨の選定に関する政策および手続きを採択すること、とされている。また、IMF 協定第 5 条第 3 項 (e) (ii) では、IMF が引出通貨国として決定した通貨の発行国は融資対象国の要請を受けた場合、引き出された当該通貨をいずれかの自由利用可能通貨と交換に応じなければならない、とされている。

一般資金勘定からの資金の引出は、リザーブ・トランシュの引出とクレジット・トランシュの引出の 2 つに分けられている。リザーブ・トランシュは、加盟国の出資時点ではクォータのうち、外貨または SDR で払い込んだ部分を指し、引出に手数料がかからず、いつでも無条件に引き出すことができる。引出が行われるとリザーブ・トランシュが減少し、その分、IMF が保有する当該加盟国通貨が増加することになる。つまり、リザーブ・トランシュは、加盟国のクォータと IMF による当該加盟国通貨の保有額との差額にあたる⁶。日本の場合、クォータが先に述べたとおり、2011 年 4 月 1 日以降は 156 億 2,850 万 SDR (2013 年 7 月末時点で 1 兆 5,325 億 3,071 万円)、IMF 一般資金勘定の円保有額は、2013 年 7 月末時点で 149 億 9,351 万 SDR、クォータ比 95.94%、円に換算すると 1 兆 4,702 億 6,359 万円となっている。

IMF 一般資金勘定からの円資金引出とその戻しは、外為特会が発行する基金通貨代用証券の償還と発行によって行われる。IMF 融資にあたり、融資対象国が引き出す円資金が IMF で必要になると、IMF から外為特会に基金通貨代用証券の償還請求が来る。それに応じて、外為特会が基金通貨代用証券を償還して、IMF に外為特会資産から円現金を出す。その後、IMF に円現金の余裕が生ずると、IMF から基金通貨代用証券の発行依頼が来る。外為特会がそれに応じて基金通貨代用証券を発行し、円現金を IMF から回収する。

IMF に出した円現金と、IMF から回収した円現金の動きは、外為特会の区分別収支計算書にある「基金通貨代用証券」に関する数字を追うことで把握することができる。区分別収支計算書・財務収支にある「基金通貨代用証券の償還による支出」が IMF に出した円現金にあたり、「基金通貨代用証券の発行による収入」が IMF から回収した円現金にあたる。平成 16 年度と平成 20～22 年度は、IMF に対して純額で円現金を出していたことが読み取れる。

この区分別収支計算書の数字の他、外為特会財務書類には附属明細書として、貸借対照表・負債項目の明細に、「国際通貨基金代用証券」の各年度での増減額が示されている。負債項目「国際通貨基金代用証券」の減少は同証券の償還に対応し、増加は発行に対応する。表 4 では平成 23 年度の基金通貨代用証券発行額が 5,192 億 8,900 万円と、表 3 の 2,948 億 9,300 万円よりも大きくなっているのは、2011 年 (平成 23 年) 4 月 1 日に第 2 段階特別増資が行われ、基金通貨代用証券の発行によって出資金の払い込みが行われたこと、つまり証券発行に伴う IMF からの円現金の戻しが

表 3 IMF 一般資金勘定を通じた円資金の提供と回収

(単位:百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
基金通貨代用証券の償還による支出	121,949	307,505	217,733	200,131	119,982
基金通貨代用証券の発行による収入	121,949	307,505	176,165	399,946	291,779
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
基金通貨代用証券の償還による支出	19,866	345,878	405,321	275,277	261,124
基金通貨代用証券の発行による収入	215,251	17,196	17,514	66,700	294,893

出所:財務省 外国為替資金特別会計財務書類(区分別収支計算書)平成 15~23 年度

表 4 「国際通貨基金代用証券」の明細

(単位:百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
減少額	—	41,568	200,131	119,982	19,866
増加額	23,341	—	399,946	291,779	215,251
年度末残高	1,740,246	1,698,678	1,898,494	2,070,292	2,265,677
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
減少額	345,878	405,321	275,277	261,124	
増加額	17,196	17,514	66,700	519,289	
年度末残高	1,936,995	1,549,188	1,340,611	1,598,777	

出所:財務省 外為特会財務書類(附属明細書)平成 15~23 年度

なかったことを受けている。

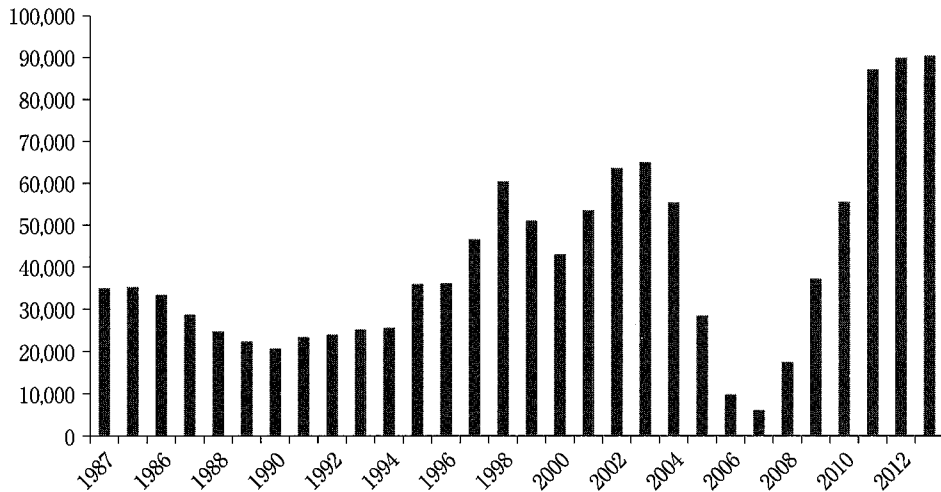
IMF 融資とは一般に、高次クレジット・トランシュの引出を指すことが多い。クレジット・トランシュの引出とは、一般資金勘定からのリザーブ・トランシュを超える資金の引出しを指す。リザーブ・トランシュの引出は、IMF が保有する当該国通貨額から見ると、IMF が保有する当該国通貨額がクォータ比 100% に達するまでに限定される。クレジット・トランシュの引出しのうち、最初のクォータ比 25% が第 1 次クレジット・トランシュ、これを超える部分は高次クレジット・トランシュと呼ばれ、両者は区別されている。

IMF 一般資金勘定からの融資残高は、2013 年 7 月末時点で 905 億 6,045 万 SDR、日本円で 8 兆 8,880 億 3,600 万円となっている。図 1 は IMF 一般資金勘定からの各年末時点での融資残高(2013 年のみ 7 月末時点)をグラフにしたものである。2007(平成 19)年末を底に、急激に増加したことが見て取れる。平成 20~22 年度に日本が IMF に対して基金通貨代用証券の償還によって円資金を出していた理由がわかる。

IMF は加盟国からの資金需要に対して、加盟国の出資金だけでは不足する場合に、加盟国からの借入金を追加的な融資財源とすることもできる。新規借入取極(New Arrangement to Borrow; NAB)は、IMF による加盟国からの借入の枠組みである。NAB では取極参加国がそれぞれ、IMF

図1 IMF一般資金勘定からの融資額

(単位：百万SDR)



出所：IMF “Credit Outstanding”

に対する貸付枠をあらかじめ設けておき、IMFからの要請に基づき一斉に貸付を行う制度となっている。取極参加国には新興市場国も含まれており、取極参加国数は2011年11月にポーランドが加わり、2013年4月時点で38カ国となっている^{7,8}。取極参加国が設けている貸付枠の合計（貸付約束総額）は、2013年4月時点で3,700億SDR（5,540億米ドル相当）となっている。このうち日本が設けている貸付枠は659億5,320万SDRであり、これを2013年7月末時点の相場（1SDR＝98.06円）で日本円に換算すると6兆4,673億7,079万円となる。現在のNABは修正されたNABで、2011年3月11日に発効したものである。修正前のNABでは、取極参加各国とIMFとの取極ごとに、貸付が発動されていたのに対して、修正されたNABでは6カ月間を上限とする発動期間内に、貸付を一斉に行うことになった。発動期間を設定する提案は専務理事によって出され、貸付約束総額の85%を占める取極参加国からの合意、およびIMF理事会での承認によって決定される。

NABは1997年1月のIMF理事会において設立が採択され、1998年11月に設立された。NABは、メキシコ危機後の1995年G7ハリファックス・サミットにおいて、当時のIMFの一般借入取極（General Arrangement to Borrow; GAB）によってIMFが入手可能であった資金を倍増するような取極を求める声が、サミットに招待されたG10諸国とその他の国々から上がったのをきっかけにしてできた。

GABは、特定の状況下で11カ国がIMFに対して貸付を行う制度であり、現在も残っているが、現在ではNABを補完する制度となっている⁹。GABの下での貸付約束総額は170億SDRとなっている。GABが創設されたのは1962年で、当初の貸付約束総額は63億4,400万SDRであった。その後1983年に、貸付約束総額が現在と同じ170億SDRへと拡張された。現在では、NABの枠組みでの発動期間についての提案が合意に至らなかった場合に限って、GABへの発動要請がなされ

る。GABは、取極参加国がIMFに対する貸付枠をあらかじめ設けておき、IMFからの要請に基づき貸付を行う制度となっている¹⁰。日本が設けている貸付枠は、GAB創設時の枠組み(1962～1983年)では11億6,100万SDR、その後の拡張された枠組み(1983～2008年)では21億2,500万SDRとなっている。

日本は、2008年11月のワシントン・サミットの場合、IMFに対して、最大1,000億ドルの貸付を行う用意があることを表明し、翌2009年2月に、IMFとの間で貸付取極を締結した。この貸付取極は、NABとGABの一環として締結された。貸付金額の上限は1,000億ドル相当額で、貸付期間は最大で5年間、金利はSDR金利とされた。

この2009年2月にIMFとの間で交わされた取極に基づく貸付金残高は、平成23年度末時点で9,569億円となっている。貸付は外為特会の外貨資産からの振替という形で行われている¹¹。表5は、外為特会財務書類の附属明細書内、貸借対照表・資産項目「貸付金」のところに挙げられている数字である。ここでの年度末残高が、外為特会の貸借対照表・資産の部にある「貸付金」のうち、「円貨貸付金」の数字に対応している。つまり、外為特会で保有する外貨を円にして、IMFに貸付を行っている。2009年2月にIMFとの間で交わされた融資取極では、市場・為替に混乱を招かないようにするため、融資限度額は週40億ドル、月150億ドルと設定された¹²。

3. 通貨スワップ協定による資金供給とJBICへの融資による資金供給

チェンマイ・イニシアティブ(Chiang Mai Initiative; CMI)という、2000年5月にタイのチェンマイで開催された第2回ASEAN+3財務大臣会議での合意に基づいて、ASEAN諸国・日本・中国・韓国(ASEAN+3)の間で、二国間通貨スワップ取極が多数、締結された。1997～98年のアジア通貨危機後、同様の事態の発生を予防する目的で、東アジアでの金融協力の枠組みが作られることとなった。その枠組みの1つがセーフティネットの構築で、互いの外貨準備を使って短期的な外貨資金の融通を行う二国間通貨スワップ取極を、ネットワーク化するという方法が取られた。日本ではスワップ取極に用いられる外貨に、外為特会が保有する外貨資産が充てられることになった¹³。

当初の通貨スワップ取極、つまり2010年に通貨スワップ取極がマルチ化する以前の取極では、日中韓とASEAN加盟国との間の二国間スワップ協定(Bilateral Swap Arrangement; BSA)と、

表5 IMFとの間の融資取極(2009年2月13日)に基づくIMFへの貸付金残高

(単位:百万円)

	前年度末残高	当該年度増加額	当該年度減少額	為替換算差額	当該年度末残高
平成21年度	—	412,657	—	△14,214	398,443
平成22年度	398,443	550,662	—	△32,539	916,566
平成23年度	916,566	48,421	—	△8,105	956,882

出所:財務省 外為特会財務書類(附属明細書)平成21～23年度

ASEAN スワップ協定 (ASEAN Swap Arrangement; ASA) とからなる、二国間通貨スワップ取極のネットワーク構築を目的としていた。BSA は、日中韓の各国と ASEAN5 諸国 (インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) が、それぞれ二国間で契約を結び、スワップ発動時には二国間で互いに資金を融通し合うというものであった。契約は、スワップの発動方法や条件を規定する基本原則に基づいて、二国間ベースで締結されていた。スワップはスワップ協定額上限の 20% (当初は 10%) までは IMF 融資とのリンクなしに発動できるとされたが、それ以外の部分については IMF 融資とリンクすることとされた¹⁴。表 6 には、各時点における、二国間で結ばれていたスワップ契約の合計件数と、ネットワーク全体でのスワップ契約金額の合計額を挙げてある。表 7 には、スワップ契約のうち、契約当事者の一方が日本であるもののみを抜き出している¹⁵。二国間スワップ取極は、二国間での通貨の交換である。契約当事者の一方が日本である契約の場合、日本の契約相手国が自身の国の通貨を対価に、日本から米ドルの現買い先売りをする。通貨は 90 日間引き出され、7 回まで書き換えが可能となっている。金利は LIBOR+150 ベーシスポ

表 6 チェンマイ・イニシアティブに基づく二国間通貨スワップ取極のネットワーク (抜粋)

時点	スワップ契約金額合計	ネットワーク参加国	ネットワーク参加国数	スワップ件数
2005 年 1 月 ¹⁶	375 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	15
2005 年 8 月	525 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	17
2005 年 11 月	585 億米ドル	日中韓 + ASEAN5 ¹⁷	8	16
2006 年 2 月	715 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	16
2006 年 5 月	750 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	16
2007 年 7 月 ¹⁸	830 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	16
2009 年 4 月	900 億米ドル	日中韓 + ASEAN5	8	16

出所：財務省¹⁹

表 7 チェンマイ・イニシアティブに基づく日本の二国間スワップ協定

相手国	取極締結年月	スワップ額上限	通貨	方向
韓国 ²⁰	2001 年 7 月	20 億米ドル	米ドル・ウォン	一方向
韓国	2006 年 5 月 ²¹	100 億米ドル	米ドル・ウォン	双方向 ²²
フィリピン ²³	2001 年 8 月	30 億米ドル	米ドル・ペソ	一方向
フィリピン	2006 年 5 月 ²⁴	60 億米ドル	米ドル・ペソ	双方向 ²⁵
インドネシア ²⁶	2003 年 2 月	30 億米ドル	米ドル・ルピア	一方向
インドネシア	2005 年 8 月 ²⁷	60 億米ドル	米ドル・ルピア	一方向
インドネシア	2009 年 4 月 ²⁸	120 億米ドル	米ドル・ルピア	一方向
タイ ²⁹	2001 年 7 月	30 億米ドル	米ドル・バーツ	一方向
タイ	2005 年 3 月 ³⁰	30 億米ドル	米ドル・バーツ	双方向 ³¹
タイ	2007 年 7 月 ^{32, 33}	60 億米ドル	米ドル・バーツ	双方向
マレーシア	2001 年 10 月 ³⁴	10 億米ドル	米ドル・リングギ	一方向
シンガポール ³⁵	2003 年 11 月	10 億米ドル	米ドル・Sドル	一方向
シンガポール	2005 年 11 月 ^{36, 37}	30 億米ドル	米ドル・Sドル	双方向 ³⁸

出所：財務省³⁹

イントから、書き換えるごとに+300 ベーシスポイントまで通増する⁴⁰。

この二国間通貨スワップ取極に、集団的意思決定手続を導入することが、2006年5月のハイデラバード(インド)での第9回ASEAN+3財務大臣会議において合意された。外貨を必要とする国が、スワップ発動要請を幹事国に要請すると、幹事会議が招集され、アジア開発銀行とIMFも参加して、融資のための事前審査であるサーベイランスが行われる。通貨スワップ総額・金額の各国への割振り・付帯条件を決定し、発動となると、スワップは同時に実行されることとなった^{41,42}。

その後、二国間スワップ取極のマルチ化契約が2009年12月に締結され、翌2010年3月に発効した。マルチ化によって、これまで二国間で多数締結されていた契約は一本化され、スワップ発動のための当局間の意志決定の手続きが共通化された。マルチ化された通貨スワップ取極では、これまで二国間スワップ取極のネットワークに参加していなかったASEAN新規加盟国(ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を含め、全てのASEAN加盟国と日中韓の計13カ国が参加することとなった。このマルチ化された通貨スワップ取極への貢献額は13カ国全体で1,200億ドル、うち日本の貢献額は384億ドルとなっている。

マルチ化された通貨スワップ取極の他に、日本には、ASEAN諸国や韓国、中国との、二国間通貨スワップ取極も残されている。日本側の契約当事者が財務省となっている取極に限定すると、スワップの規模は本稿執筆時に韓国とのものが100億ドル、インドネシアとのものが120億ドル、フィリピンとのものが60億ドルで、計280億ドルとなっている。

外為特会の外貨資産は、通貨スワップ取極で用いられるほか、株式会社日本政策金融公庫国際協力銀行(JBIC)への融資にも用いられている。財務省はJBICが調達努力を行っても足りない資金について、平成21年3月、外為特会から外貨資金を貸し付けることとした⁴³。このJBICへの貸付は、外国為替資金運用の一環とされている。JBICは、平成20年12月19日に発表された経済対策閣僚会議の「生活防衛のための緊急対策」を受けて、平成20年12月25日から平成22年3月末日までの期間、サプライヤーズ・クレジット(国内輸出者への信用)の供与を行い、また、これまでは中堅・中小企業対象に限定されていた途上国における事業に対する貸付業務を、国内大企業対象にも行うこととした⁴⁴。さらに、その後の平成21年1月27日からは、JBICによって、日本企業の先進国における事業に対する貸付・保証業務も行われることになった。この「海外事業支援緊急業務」を行うJBICに対する、外為特会からの貸付額は平成21年3月19日に27億ドル、同月24日に25億ドルで、貸付期間は5年、貸付金利はJBICの外貨調達市場における調達状況を踏まえた金利である、米ドル6カ月LIBOR+0.3%とされた。

平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえ、財務省は、JBICに対して1.5兆円を目途に融資による外貨資金を供与する体制を整備することを、同年10月26日に発表した。そして翌年の平成23年1月28日に、39億ドルの貸付が行われることになった。外資調達状況が依然として厳しい状況にある中、JBICがインフラや資源関連その他の戦略的海外投融資を機動的に行えるようにしたものであった。貸付期間は5年であるが、

長期のものは10～20年程度となる戦略的海外投融資の融資期間を踏まえて、必要に応じてロールオーバーされるとしている。そして貸付金利は、JBICの外貨調達市場における調達状況を踏まえた金利とされ、1月28日の貸付については米ドル6カ月LIBOR+0.31%という金利が用いられた。

JBICへの貸付残高は、平成23年度末時点において1兆4,460億円となっている。表8は、外為特会財務書類の附属明細書内、貸借対照表・資産項目「貸付金」のところに挙げられている数字である。ここでの年度末残高が、外為特会の貸借対照表・資産の部にある「貸付金」のうち、「外貨貸付金」の数字に対応している。

4. 外為特会の資産運用と資金調達

IMFを通じた資金供給、通貨スワップ取極、JBICへの融資、これらはいずれも援助であるだけでなく、外為特会資産運用と捉えることもできる。IMFを通じた資金供給のうち、SDR勘定を通じた資金供給は外為特会資産「特別引出権」の増加と資産「現金・預金」の減少、IMF一般資金勘定を通じた資金供給は外為特会資産「現金・預金」と負債「国際通貨基金代用証券」の減少、IMFへの貸付による資金供給は外為特会資産「円貨貸付金」の増加と資産「現金・預金」の減少となる。通貨スワップ取極による米ドルと相手国通貨との交換は外為特会資産「現金・預金」内の通貨構成の変更、JBICへの融資は外為特会資産「外貨貸付金」の増加と資産「現金・預金」の減少となる。

外為特会の資金調達は、国庫短期証券（政府短期証券、外国為替資金証券）発行による。国庫短期証券の発行限度額は、予算をもって国会の議決を経なければならず、各負担会計の毎年度の予算総則に定められているとされる。国庫短期証券は、発行残高がこの発行限度額を超えない限り、何度でも発行することができる。また、現在公募発行されている国庫短期証券の償還期間は、2カ月程度、3カ月、6カ月^{45,46}となっている。財務省のホームページ上で公表されている平成19年度以降の外為特会予算に関する情報から、外為特会負担での国庫短期証券発行限度額を確認すると、平成23年度については表9のとおりとなっている。

外為特会の区分別収支計算書によると、表10に示すように、平成14年度以降、平成21年度を除く毎年度、国庫短期証券（外国為替資金証券）の発行額が償還額を上回っている。

表8 外為特会からJBICへの貸付金残高

(単位：百万円)

	前年度末残高	当該年度増加額	当該年度減少額	為替換算差額	当該年度末残高
平成20年度	—	546,000	—	—	546,000
平成21年度	546,000	1,029,600	—	△156,000	1,419,600
平成22年度	1,419,600	319,800	127,500	△117,900	1,494,000
平成23年度	1,494,000	223,162	163,163	△108,000	1,445,999

出所：財務省 外為特会財務書類（附属明細書）平成20～23年度

これらの数字はそれぞれ、外為特会財務書類の負債項目の明細のうち、政府短期証券の明細にある、当該年度増加額（表 10 での外国為替資金証券の発行による収入）と当該年度減少額（表 10 での外国為替資金証券の償還による支出）の数字に対応している。

そして、表 11 に示すとおり、外為特会の貸借対照表からは、外為特会の負担において発行される政府短期証券の残高は平成 21 年度を除いて右肩上がりであり、平成 23 年度末 117 兆 4,659 億円となっている。

政府短期証券の発行は、平成 11 年度から市中公募入札方式に転換した。しかし、公募入札において募集残額が生じた場合や、国庫に予期しない資金需要がある場合には、日本銀行が例外的に引き受けるとされる。平成 11 年度より前は定額公募残額日銀引受方式によって、ほとんどを日本銀行が公定歩合を下回る金利で引き受けていた。国庫短期証券（政府短期証券）の利回りが、外為特会にとっての資金調達金利となる。他方、外為特会にとっての資金運用金利は、援助の種類によって次のものとなる。

SDR を受け入れることで SDR 保有額が SDR 純累積配分額を上回ることで、つまり IMF

表 9 国庫短期証券発行限度額（予算）

平成 23 年度予算	外為証券発行等限度額を 150 兆円とする。
平成 23 年度補正予算（特第 3 号）	外為証券発行等限度額を 165 兆円へと引き上げる。
平成 23 年度補正予算（特第 4 号）	外為証券発行等限度額を 195 兆円へと引き上げる。

出所：財務省「外国為替資金特別会計 平成 23 年度予算」⁴⁷

表 10 外国為替資金証券の発行による収入と償還による支出

（単位：100 万円）

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
発行収入	208,921,053	287,760,439	353,455,665	356,823,503	381,455,068
償還支出	201,103,541	257,739,493	345,219,159	354,197,635	377,791,443
純発行額	7,817,512	30,020,946	8,236,506	2,625,868	3,663,625
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
発行収入	386,435,184	403,569,170	403,541,907	441,119,028	477,606,392
償還支出	382,429,878	400,601,984	405,187,210	435,406,507	472,236,880
純発行額	4,005,306	2,967,186	-1,645,303	5,712,521	5,369,512

出所：財務省 外為特会財務書類（区分別収支計算書）平成 15～23 年度

表 11 政府短期証券年度末残額

（単位：百万円）

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
56,526,969	86,547,380	94,784,432	97,405,268	101,007,055
平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
105,007,670	108,005,193	106,383,872	112,094,981	117,465,867

出所：財務省 外為特会財務書類（貸借対照表）平成 15～23 年度

へ SDR 勘定を通じて資金供給を行うと、IMF から SDR 金利で利子を受け取ることができる。また、NAB、GAB の枠組を使った IMF への貸付金利にも、SDR 金利が用いられる。SDR 金利は、SDR 価値決定の基礎となる自由利用可能通貨の短期金利を、SDR 価値決定の際の通貨構成比に従って加重平均することにより、毎週設定されている。米ドル金利には米国財務省証券（3 カ月物）（three-month US Treasury bills）、ユーロ金利にはユーロ・レポ・レート（3 カ月物）（three-month Euro rate）、円金利には国庫短期証券（3 カ月物）（three-month Japanese Treasury Discount bills）、ポンド金利には英国財務省証券（3 カ月物）（three-month UK Treasury bills）が用いられている。

図 2 には、SDR 金利と各自由利用可能通貨金利の推移を示した⁴⁸。直近の 2013 年 8 月 5 日から 8 月 11 日までの週では、米ドル金利が 0.03%、ユーロ金利が 0.0517%、円金利が 0.095%、ポンド金利が 0.3% であり、これらを加重平均して求められる SDR 金利は 0.078% となっている。2013 年 4 月 15 日から始まる週よりも前の週までは、円金利は SDR 金利よりも低かった。だが 2013 年 4 月 15 日から始まる週より、円金利が 0.047% から 0.095% へと倍以上に上昇したのに伴って、SDR 金利と円金利との大小関係が逆転した。以前は、外為特会資金調達金利（国庫短期証券金利）が運用金利（SDR 金利）を下回っていたことから、外為特会は SDR 取引や IMF への貸付を通して利益を得ていた。しかし、調達金利と運用金利の大小関係が逆転したことから SDR 取引や IMF への貸付を通じた援助では、援助をすることでかえって損失を出してしまう。

他方、IMF への出資金を通じた資金供給では、IMF から報酬金利（rate of remuneration）で、報酬（remuneration）を受け取ることができる。報酬金利は、SDR 金利を基に算出される。直近の 2013 年 8 月 5 日から 11 日までの週では、SDR 金利が 0.078% であるのに対して、報酬金利は 0.08% となっている。報酬は、「報酬を受けるリザーブ・トランシュ・ポジション」に、報酬金利を掛け合わせて算出される。

「報酬を受けるリザーブ・トランシュ・ポジション（remunerated reserve tranche position）」は、リザーブ・トランシュ・ポジションのうち、クォータと報酬基準との差額を超えた分に当たる。報酬が支払われる基準（norm for remuneration）（報酬基準）は、第 2 次 IMF 協定改正（1978 年 4 月 1 日）前のクォータの 75% に、第 2 次 IMF 協定改正以降のクォータ増加分を合計したものとなる⁴⁹。したがって、クォータが増加すると、クォータに対する報酬基準の比率は上昇し、100% に近づくことになる。

IMF が保有する通貨の量は、その通貨が引き出された分だけ減少する。通貨が引き出され、IMF が保有する量が一定水準、つまり加盟国にとっての報酬基準、を下回った場合に、IMF が当該通貨発行国に対して報酬を支払うことを意味している。日本の場合、第 2 次 IMF 協定改正（1978 年 4 月 1 日）前のクォータは 12 億 SDR で、その 75% は 9 億 SDR、その後増加したクォータは合計で 144 億 2,850 万 SDR であるから、報酬基準は 153 億 2,850 万 SDR となる。2011 年 4 月 1 日以降の、現在のクォータは 156 億 2,850 万 SDR であり、クォータと報酬基準との差額は 3 億 SDR となる。2013 年 7 月末時点での日本のリザーブ・トランシュ・ポジションは 6 億 3,528 万 377SDR で

あるから、超過部分である3億3,528万377SDRが、日本にとっての「報酬を受けるリザーブ・トランシュ・ポジション」となる。

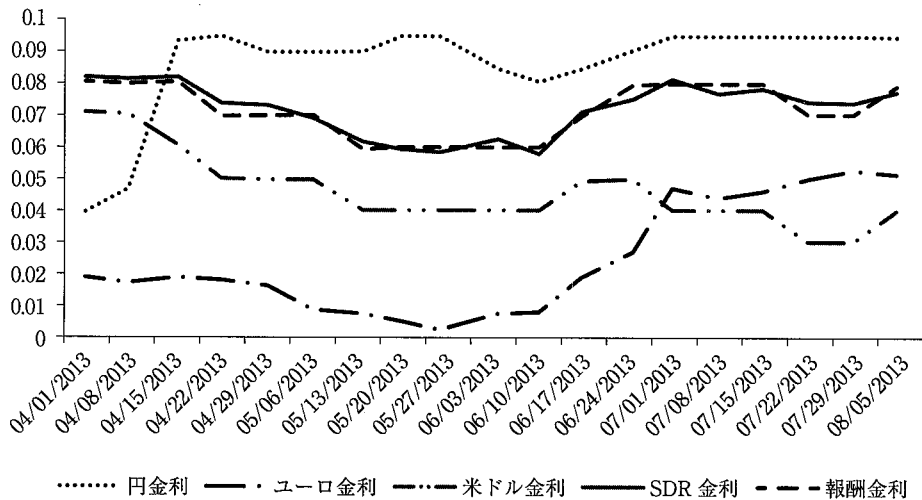
図2には、報酬金利の推移も示した。直近の2013年8月5日から8月11日までの週では、報酬金利は0.08%となっている。SDR金利のところでも確認したのと同様に、2013年4月15日から始まる週よりも前の週までは、国庫短期証券金利は報酬金利よりも低かった。だが2013年4月15日から始まる週より、国庫短期証券金利が0.047%から0.095%へと倍以上に上昇したのに伴って、報酬金利との大小関係が逆転した。このIMFへの出資金を通じた援助でも、援助をすることでかえって損失を出してしまうことになっている。

IMFを介しての援助に対して、JBICへの貸付と、通貨スワップ取極が発動された場合の資金供給については、援助を行って利益が出せる。JBICへの貸付金利は米ドル6カ月LIBOR+0.3%～+0.31%、また通貨スワップ協定に基づいて、通貨スワップが発動された場合の金利はLIBOR+150ベースポイントで、この金利は書き換えるごとに300ベースポイントまで逡増する。参考までに、2013年5月最終週での米ドル3カ月LIBORは0.273～0.276%、6カ月LIBORは0.415～0.416%となっていたのに対して、米国財務省証券(3カ月物)金利は0.04%、日本の国庫短期証券(3カ月物)金利は0.095%であった。これらの金利の大小関係から、JBICへの貸付分については、2013年4月半ばの円金利上昇後も、援助によって利益を出せていると考えられる。

最後に、外為特会の区分別収支計算書を用いて、援助からの収益額を確認する。IMFから受け取る利子や報酬と、JBICへの貸付金から得られる利子はすべて、区分別収支計算書の内容に関する明細のうち、「その他の外貨建収入」に入っている。そして、この「その他の外貨建収入」は、区分別収支計算書・業務収支の財源にある「運用収入」に含まれている。「その他の外貨建収入」

図2 SDR金利・報酬金利と自由利用可能通貨金利

(単位: パーセント)



出所: IMF "SDR Interest Rate Calculation", "Rates Query"

は図3に示したとおり、平成20年度に67億6千万円まで落ち込み、同じ年度に外為特会からJBICへの貸付が開始された⁵⁰。

そして参考までに、外為特会区分別収支計算書にある運用収入と預託金利息収入の合計額と国庫短期証券支払利息額との推移を図4で見ておく⁵¹。両収入の合計額は平成19年度に4兆5,117億4,500万円まで増加したが、平成23年度には2兆3,576億7,500万円に半減している。支払利息額は平成19年度に6,021億9,200万円まで増加したが、平成21年度以降はほぼ横這いで推移し、平成23年度には1,177億6百万円となっている。図には本稿の冒頭で述べた、各年度末時点における、外為特会の資産額と同特会の負担で発行した国庫短期証券残高も合わせて載せておく。

5. まとめ

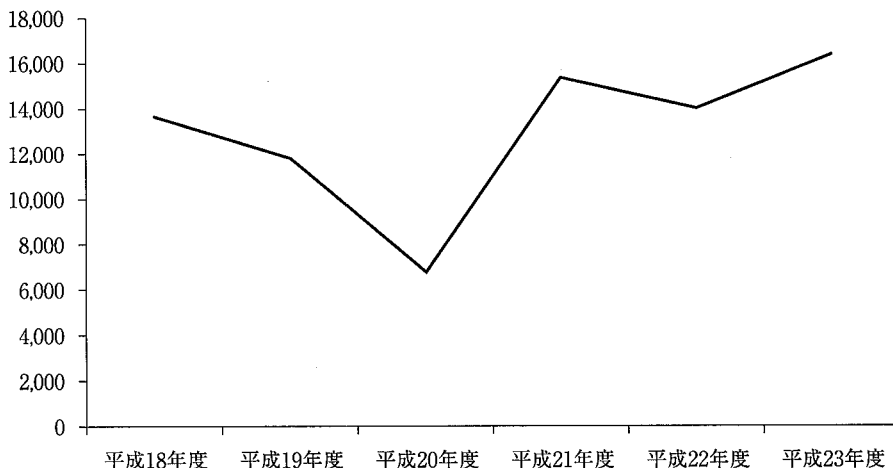
以上より、外為特会を通じた援助に関する論点を、次の3つに整理することができる。

第1に、IMFを通じた資金援助で見られるように、米ドル金利・ユーロ金利・ポンド金利と円金利との間での相対的な金利動向如何によっては、日本は外為特会で損失を出しながら、援助を行わなくてはならないことになる。外為特会にとって、IMFを通じた資金援助において外為特会資産運用金利となるSDR金利や報酬金利は、米ドル金利・ユーロ金利・円金利・ポンド金利の加重平均によって算出されていることから、直近の今年4月15日から始まる週以降の金利動向が示すように、円金利が急上昇することで資金調達金利が運用金利を上回ってしまうことも起こる。

第2に、外為特会にとっての資金調達手段である、国庫短期証券の発行限度額拡大を通じて、貸借対照表上で負債と資産が膨れ上がっている。一般会計ではODA予算という形で、援助額の枠があらかじめ決められているのに対して、外為特会では国庫短期証券の発行限度額を拡大し資金調達

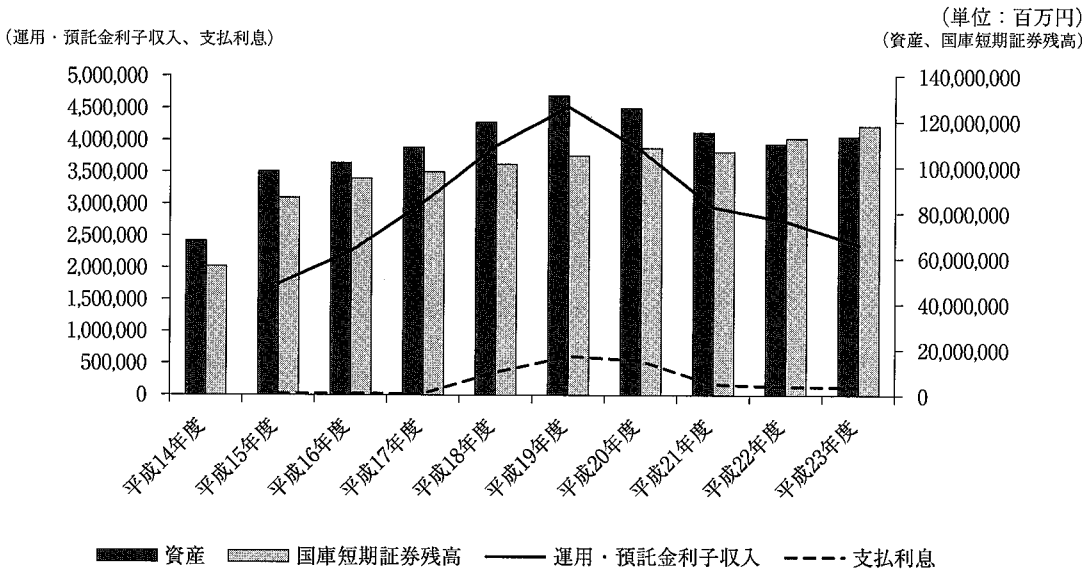
図3 外為特会「その他の外貨建収入」の推移

(単位：百万円)



出所：財務省 外為特会財務書類（附属明細書）平成18～23年度

図4 運用・預託金利息収入と支払利息額の推移



出所：財務省 外為特会財務書類（貸借対照表）（区分別収支計算書）平成15～23年度

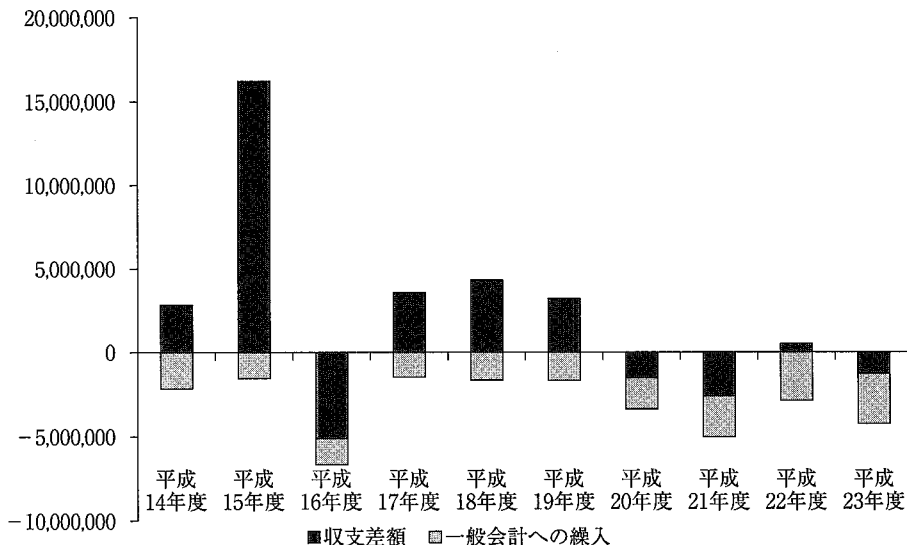
額を増やせば、援助額の枠も拡大できることになってしまう。

第3に、外為特会という特別会計を通じて、一般会計予算の一部を国庫短期証券の発行によって資金調達していることが非常に見えにくくなっている。外為特会は、援助を含む資産運用からの利益を一般会計予算に回す装置となってしまっている。外為特会では、各年度の収入から支出を引いた金額を、「現金・預金」という形で、外為特会資産の一部として積み上げてきた。そしてこの「現金・預金」が援助資金となってきた。しかし財務書類で確認できる平成14年度以降、「現金・預金」として積み上げる資金の一部を、毎年度、一般会計に繰り入れている。

図5では、区分別収支計算書から計算した外為特会の収支差額と、外為特会から一般会計への繰入額にマイナス符号を付けたものを、それぞれグラフにした⁵²。各年度での両者の合計金額が、「現金・預金」として積み上げられていく金額となる。平成16年度、平成20～21年度と平成23年度は外為特会の収支差額がマイナスとなったにもかかわらず、外為特会から一般会計への繰入も行われているため、外為特会の「現金・預金」の取り崩しが行われていることになる。平成22年度も収支差額はプラスであるが、一般会計への繰入額が収支差額を上回っていたために、「現金・預金」の取り崩しが行われていたことになる。

図5 外為特会収支差額と一般会計への繰入額

(単位：百万円)



出所：財務省 外為特会財務書類（区分別収支計算書）平成15～23年度

参考文献

岡村健司編（2009）『国際金融危機とIMF』大蔵財務協会。
 重森暁・鶴田廣巳・植田和弘編（2009）『Basic 現代財政学』第3版、有斐閣。
 鈴木豊（2002）『日本国政府会計の分析』中央経済社。
 鈴木豊・兼村高文（2010）『公会計講義』税務経理協会。
 中條誠一（2011）『アジアの通貨・金融協力と通貨統合』文眞堂。
 日本銀行金融研究所編（2011）『日本銀行の機能と業務』有斐閣。
 村瀬哲司（2007）『東アジアの通貨・金融協力』勁草書房。
 渡瀬義男（2006）「外国為替資金特別会計の現状と課題」、『レファレンス』2006年12月号、p.30-44。
 IMF, *Articles of Agreement*.
 IMF（2009）, "Guidance Note for Fund Staff on the Treatment and Use of SDR Allocation"
 YOKOMIZO, Erika（2004）"One Consideration regarding Currency Swap Arrangements," *New Developments in Regional Economic Relations in East Asia*, p.67-85.

- 1 渡瀬（2006）参照。
- 2 かつては、政府短期証券の一つとして、外為特会が独立して外国為替資金証券（償還は1年以内）を発行していた。この外国為替資金証券と同様、別々に発行されていた、大蔵省証券（現財務省証券）、財政融資資金証券、石油証券、原子力損害賠償支援証券、食糧証券を一括し、政府短期証券として平成11年度から発行するようになった。さらに平成21年2月からは、この政府短期証券と割引短期国庫債券とを統合して、国庫短期証券が発行されている。
- 3 重森・鶴田・植田（2009）参照。
- 4 このSDR累積配分額は、SDR一般配分（2009年8月28日発効）と、第4次協定改正によるSDR特別配分（2009年9月9日発効）により日本がIMFから配分を受けた、それぞれ98億6,891万SDRと15億2,437万SDRとが反映された金額となっている。SDRの一般配分と第4次協定改正による特別配分の背景については、IMF（2009）を参照のこと。
- 5 第2段階特別増資以前のクォータは、133億1,280万SDRであった。
- 6 リザーブ・トランシュに、当該加盟国がIMFに対して持っている流動性ある債権を加えたものを、リザーブ・トランシュ・ポジションと呼ぶ。このリザーブ・トランシュ・ポジションは加盟国の外貨準備高に計上

される。

- 7 参加国は、オーストラリア、オーストリア、チリ(チリ中央銀行)、ポルトガル(ポルトガル銀行)、イスラエル(イスラエル銀行)、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、キプロス、デンマーク(デンマーク国立銀行)、ドイツ(ドイツ連邦銀行)、フィンランド、フランス、香港(香港通貨当局)、インド、イタリア、日本、韓国、クウェート、ルクセンブルク、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、フィリピン(フィリピン中央銀行)、ポーランド(ポーランド国立銀行)、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン(スウェーデン国立銀行)、スイス(スイス国立銀行)、タイ、イギリス、アメリカ、となっている。
- 8 NABに新たに参加するには、NAB貸付約束総額の、5年ごとに来るNABの更新時であれば80%、それ以外の場合であれば85%を占める参加国からの合意を取り付けなくてはならない。
- 9 GAB参加国の11カ国は、ベルギー、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、日本、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス、アメリカとなっている。
- 10 岡村編(2009)参照。
- 11 岡村編(2009)参照。
- 12 岡村編(2009)参照。
- 13 財務省「特別会計のはなし」平成22年度版。
- 14 中條(2011)によると、IMFの支援プログラムなしに引出し可能な幅が、10パーセントから20パーセントへと拡大されたのは、2005年5月の第8回ASEAN+3財務大臣会議(イスタンブールにて開催)でのCMI強化策(CMIセカンドステージ)においてであった。
- 15 ただし、表7に挙げた契約は、日本側の契約当事者が財務省となっているもののみとなっている。
- 16 日タイ第2次スワップ取極発行後を想定。
- 17 このスワップ契約金額合計の585億米ドルには含んでいない、ASEANスワップ協定の中には、ASEAN5諸国のほか、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの5カ国が入ることとなった。これ以降のネットワーク参加国も同様である。
- 18 日タイ第3次スワップ取極発行後を想定。
- 19 財務省 HP
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/jointpressrelease170125.htm
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/chiangmaiInitiative170125.pdf
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/swap_170831.htm
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/CMI_171109.pdf
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/180224press_release.htm
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/180504press_release.pdf
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/190710press_release.pdf
http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pressrelease/210406press_release.pdf
- 20 財務省と韓国銀行(中央銀行)間のスワップ取極。
- 21 2001年7月に締結した、これまでの取極に代えたもの。
- 22 韓国側からは50億米ドルを上限とした米ドル・円のスワップ取極。
- 23 財務省とフィリピン中央銀行間のスワップ取極。
- 24 2001年8月に締結した、これまでの取極に代えたもの。
- 25 フィリピン側からは5億米ドルを上限とした米ドル・円のスワップ取極。
- 26 財務省とインドネシア中央銀行間のスワップ取極。
- 27 2003年2月に締結した取極を増額したもの。
- 28 2005年8月に締結した取極を増額したもの。
- 29 財務省とタイ銀行(中央銀行)間のスワップ取極。
- 30 2001年7月に締結した、これまでの取極に代えたもの。
- 31 タイ側からは30億米ドルを上限とした米ドル・円のスワップ取極。
- 32 2005年3月に締結した取極のうち、日本からタイに向けたスワップのみを増額したもの。
- 33 2010年7月に失効。
- 34 2007年10月に失効。
- 35 財務省とシンガポール通貨監督庁の間のスワップ取極。
- 36 2003年11月に締結した、これまでの取極に代えたもの。
- 37 2011年11月に失効。
- 38 シンガポール側からは10億米ドルを上限とした米ドル・円のスワップ取極。

- 39 財務省 HP http://www.mof.go.jp/international_policy/financial_cooperation_in_asia/cmi/pcmi.htm
- 40 通貨引出期間、書換回数、金利については、村瀬（2007）を参照のこと。
- 41 村瀬（2007）参照。
- 42 ただし場合によっては、外貨資金を提供することになる国は、その支援を拒否できるとするオプト・アウト権を有していた。中條（2011）を参照のこと。
- 43 平成 21 年 3 月 19 日、財務省による報道発表。
- 44 平成 20 年 12 月 25 日、財務省による報道発表。
- 45 国庫短期証券の償還期間には、他に 1 年のものがある。これは、平成 21 年 2 月より前には割引短期国債であったものである。
- 46 日本銀行金融研究所編（2011）参照。
- 47 財務省 HP、http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/special_account/gaitame/2011budget.htm
- 48 ボンド金利（0.27～0.37%の間で推移）はグラフに描いていない。
- 49 1978 年 4 月 1 日以降、IMF に加盟した国の報酬基準は、その加盟国のクォータに、加盟時点でその他すべての加盟国に適用されていた、クォータに対する報酬基準の比率を加重平均したものを掛け合わせて求められたものに、その後のクォータの増加額を加えたものとなる。
- 50 平成 15 年度から 17 年度の財務書類には、「その他の外貨建収入」の金額についての記載がなかった。
- 51 運用収入は、外貨証券や外貨預金等に係る利息収入等を指す。預託金利子収入は、財政融資資金預託金利子収入を指す。
- 52 外為特会の収支差額は、区分別収支計算書にある、「翌年度歳入繰入」額に「一般会計への繰入」額を戻したもののから、「前年度剰余金受入」額を引いて求めた。

（2013 年 10 月 17 日受理）